

議案第96号

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項」に、「（以下「職員」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条の2」を「第6条の3」に、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給料月額の経過措置）

- 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）附則第12項から第18項までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第3条 新条例第2条及び第20条の規定は、改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員について準用する。